

議第146号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		845,355円
事 故 の 概 要	種 別	普通乗用自動車の衝突事故
	発 生 年 月 日	平成21年 5月10日
	被 害 者	
	損 害 の 程 度	大型自動二輪車の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。